

アプローチレター

令和4年7月号 NO.34

最近地震が多いですね…

何年以内かに来ると言われる「南海トラフ地震」、アプローチのある名古屋市も被害が大きいと予想されている地域です。

皆さんは防災グッズ、用意はお済ですか？

新しい商品もどんどん開発されていますよ！

用意したほうが良いもの

①水

1人あたり1日3ℓの水が必要と言われています。

最低でも、それを3日分。飲料用、衛生的な環境の確保、多くの場面で役に立ちます。

②ソーラーパネル付き充電器

電池で動くものは、その電池がなくなったら…

その心配がないだけでも助かります。普段使いにも◎

③軍手

倒壊した家屋の周りには破損物がいっぱいです。ケガをしないためにも絶対に用意したほうが良いものの1つです。

寒さ対策にもなります。

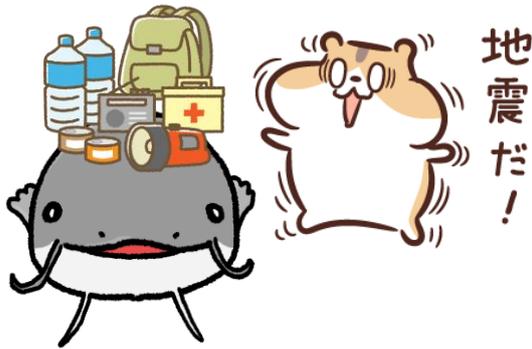
他にも、「ないと困るもの」や「あったほうが便利なもの」、たくさんあります。

もしもの時の備えをしておくために、ご自身でも調べることをおすすめします。

地震に限ったことではありませんが、人生何が起るかわかりません。

遺言や贈与、会社なら組織再編…

なにもない時にしておく準備が大切です。ぜひアプローチにお手伝いさせていただきます。



【インデックス】

1. コラム～当方重鎮が交代で書きます・語ります！～
2. 特集抹消登記の単独申請が出来るようになる？！
不動産登記法改正について
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチからのお知らせ
6. アプローチ外部講師派遣のご案内
7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

加藤 道夫
豊田 雅史
後藤 知美
野倉 由香里

1. コラム 「会社法人等番号」と「法人番号」

登記する会社ごとに個別に付けられる番号が「会社法人等番号」であり、「法人番号」は、個人のマイナンバーに近いもので、法人の税務申告や届け出・補助金申請・行政手続きの際に使用します。

よく似た言葉ですので、混同されがちですが、使用用途の違いで分けて考えるとイメージしやすいです。

法人番号は、国税庁が管理していることから、主に税金の申告、支払い状況や社会保険等の行政手続きの状況など、企業情報の管理や共有をスムーズに行うために作られた番号で、登記簿情報を管理するための会社法人等番号とは違いがあります。

「会社法人等番号」は、法務局に登録された会社や法人を識別するための12桁の番号です。例えば、「1800-01-123456」のような数字の羅列です。はじめの4桁「1800」は、法務局ごとに割り振られている番号で、「1800」は、名古屋法務局で設立されたことを意味します。次に二桁「01」の部分は法人の種類ごとに分けられた番号であり、「01」は株式会社、「02」は有限会社、「03」は合同会社を指します。最後に6桁「123456」の部分は管轄となる法務局で登記された順番に割り振られた番号です。「法人番号」は13桁の番号ですが、先頭の数字を省いた12桁の数字が会社法人等番号になります。例えば、法人番号が、「1010001123456」であれば、会社法人等番号は、先頭の1を省いた、「010001123456」となります。

会社法人等番号を調べたいとき、方法は以下の3つがあります。①登記簿謄本で確認。②登記情報提供サービスで確認。③国税庁の法人番号公表サイトで確認。

ここでは、③の会社法人番号の調べ方について、解説していきます。国税庁が運営している法人番号公表サイト(nta.go.jp)で確認することもできます。このサイトは、利用するのに登録手続きが不要であり、且つ費用が掛からないため、法人番号、会社法人等番号を確認する際によく利用されます。



加藤 道夫

2. 特集 「抹消登記の単独申請が出来るようになる?! 不動産登記法改正について」

担当：豊田雅史

登記の申請は、一定の例外（相続や合併による登記や、判決による登記など）を除いて、登記義務者と登記権利者の共同申請が原則です（不動産登記法60条）。この両者がともに申請をすることで登記の申請の意思があると判断をする目安になります。

しかし登記義務者が不明だったり、搜索が事実上不可能なケースもあります。その原因としては長い時の経過により、当事者が死亡していたり、法人が解散しており役員を見つけることができないといった事態になっているからです。そういった場合は相続人を探して登記義務者になってもらうなどの対応が考えられます。その場合は相続人全員の協力が必要です。また法人の役員が不明の場合は役員に代わる人を裁判所に選任してもらうため、裁判所に申立を行う方法が考えられます。しかし上記の方法は大変な時間と労力が必要です。相続人が何十人と増加しているケースも珍しくありません。そういった場合は事実上登記の手続きを進めることはほとんど不可能といってしまうでしょう。

そこでこの度、不動産登記の原則である共同申請を緩和して買戻権の抹消登記、長期間放置された担保権の抹消登記を単独で申請する事を可能とする法改正が行われました。

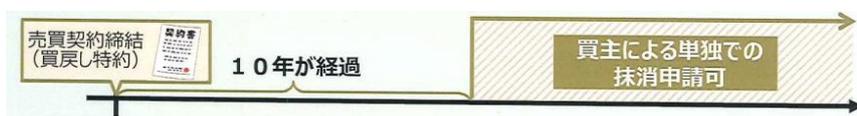
1. 買戻権の抹消登記

まず、買戻権とは不動産を売却した売主が、売買代金を後日買主に支払うことで、再度売主名義にすることができる約束の事です。早期の転売禁止目的で利用されてきました。

この買戻権の登記ですが、買戻の期間が経過したら自動的に抹消されるわけではなく不動産の所有者と、買戻権者が共同で抹消登記の申請をしなければなりません。

しかし抹消登記をせず長く放置していた場合には当事者を見つけるのが困難となる可能性があります。

そこで今回の改正により、買戻の契約日から10年を経過していれば現在の不動産の所有者が単独で抹消登記ができるようになります。

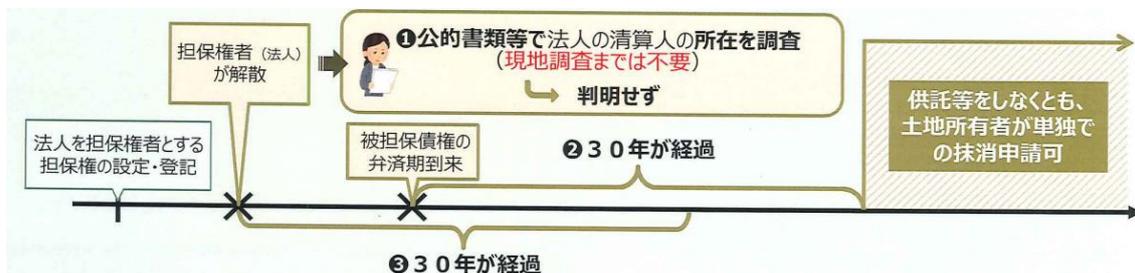


2. 長期間放置された担保権の抹消登記

被担保債権が弁済等により消滅しても担保権の登記が抹消されず、登記がされてから長い年月を経た担保権の登記が残存していることがあり、これがあると不動産の円滑な取引を阻害する要因になります。

長期間放置されることで当事者の特定が困難となり、抹消登記ができるようになるまで大きな手間と時間を要する事が多くあります。

担保権は法人が関与していることが多いのですが、解散した法人の担保権に関する登記について清算人の所在が判明しないために抹消の申請をすることができない場合において、法人の解散後30年が経過し、かつ、被担保債権の弁済期から30年を経過したときは、供託等をしなくとも、登記権利者が単独でその登記の抹消を申請することができるようになります。



3. まとめ

以上の通り、抹消登記の単独申請手続について、手続を簡略化する改正がされることとなりました。これにより、制度の利用が増えると予測されますが、簡略化されると言えど専門的な知識を要する手続であることには変わりはありませんので、お悩みのことがございましたら、司法書士法人アプローチにご相談ください。尚、これまでご説明をさせていただきました法改正は令和5年4月1日施行になります。

3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：後藤知美



Q.
会社の役員変更登記（取締役・監査役）を1年忘れていたのですが、どうなるのでしょうか？



A. 速やかに選任及び登記申請する必要があります。
この場合、会社代表者個人に対して「過料」（罰金のようなもの）が科される場合があります。

株式会社の役員には任期が設定されています。通常は2年（監査役は4年）、会社の形態により最長で10年までで、役員任期が到来する場合は定時株主総会において、役員改選の決議をし、変更等の事由が生じたときから2週間以内に登記申請をする必要があります。この2週間以内に登記しないことを登記懈怠（とうきけたい）と言いますが、この場合、会社代表者個人に対して100万円以下の過料に処せられる可能性があります（会社法976条1項1号）。

この過料の制裁は、登記申請によって登記懈怠を知った登記官から裁判所に通知が行き、その後裁判所の方から会社代表者宛に通知として送られてきます。

法務局から裁判所を一旦経由して事件としての取り扱いがなされ送られてくるため、ある程度の時間（数ヶ月位）が経過してから右のような通知が届きます。

金額については、100万円を満額で課されるケースはほとんどなく、1年遅れると2、3万円程の請求が来ることが多いようです。遅れた期間が長くなればなるほど金額は高くなるようですが、この過料に処するかどうかの明確な基準は公表されておらず、裁判所の判断に委ねられています。

そういえばずっと役員変更していない・・・という場合は、一度、会社の登記事項証明書等をご確認ください。

平成28年（水）第12345号 会社法違反事件	
過料決定	
商号	株式会社甲野商事
住所	東京都新宿区西新宿本町三丁目2番1号 新宿ビル5階
当事者	甲野 一郎
主文	
当事者を過料	金3万円 に処する。
本件手続費用は、当事者の負担とする。	
理由	
当事者は、上記会社の代表取締役として就任していたところ、役員が退任し、法定の員数を欠くに至ったのに、平成28年3月3日までにその選任手続を怠った。	
適条	
会社法976条、非訟事件手続法第120条、122条	
平成28年5月25日	
東京裁判所〇〇支部	
裁判官 司法 誠一	
上記は謄本である。	
同日同庁裁判所書記官	東京 太郎 印

4. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：野倉由加里

事務仕事の宿命・肩こりに悩まされ続けて早幾年…

唯一無縁だったのはスポーツジムに通っていた期間だけということを出して、少しでも体を動かすべく、今更ながらにNintendo Switchのリングフィットアドベンチャーを購入しました。

習慣づけることを第一に、ゆる～く続けること一か月、明らかに肩こりが楽になりました！私は元々かなりの出不精なのですが、体を動かすことへの抵抗感が減り、ちょっとサイクリングでもしようかな、散歩でもしようかなと外出することも増えました。

なんとなく体も軽くなったような…気のせい？

やっぱり適度な運動は大切だなあと実感しています。本格的に暑くなる前に体力づくりをして、夏に備えます！

リングフィットアドベンチャーを続ける習慣ができてくると、だんだん、もっと健康になりたい！という気持ちにもなってきました。

ゲームをしていると、健康に関するアドバイスを沢山受けるからかもしれせん。

せっかくだから食事にも気を遣おうと、アプリでカロリーと栄養の管理をすることにしました。

食べたものを入力すると、自動的にカロリーと栄養素を表示してくれるスグレモノで、ずぼらな私でも続けられています。

市販のものを食べたときなんて、バーコードを読み取ってくれるんです。至れり尽くせり。

カロリーの上限を超えないように調整しつつ、栄養素のグラフを満たすと高得点！というシステムで、ゲーム感覚でできるのがよかったです。

自分としてはバランスのいい食事ができている（ただ食べ過ぎているのが問題なだけ・・・）と思っていたのですが、いざアプリを使い始めてみると、慢性的に不足している栄養素があったりして、自分の甘さを知らされました。

振り返ってみれば、スーパーで買うものはいつも決まった食材ばかりだったかも・・・

この栄養素を補うためにはこの食材がおすすめ！と教えてくれるので、食事のバリエーションが増えて、楽しんでやっています。

運動と食事の両面からのアプローチで、この夏を元気に過ごせる予感がしています！



無料 相続・遺言 相談会実施中



0120-512-432



5. アプローチからのお知らせ

●R4.4.13 当事務所の司法書士 安立裕司が、商業登記簿と不動産登記簿の基礎について講義をさせていただきました！
 税理士事務所の方が関与先に有益なアドバイスをするために、というテーマで、商業登記簿とは何か、商業登記簿から何が分かるか、不動産登記簿の読み方などを説明させていただきました。
 司法書士がどのように登記簿を見ているかを、具体例を挙げながら解説いたしました。
 ご参加くださった皆様、本当にありがとうございました！

●R4.4.21 当事務所の司法書士 安立裕司が、成年後見人制度について講義をさせていただきました！
 生命保険会社の方を対象に、成年後見人制度の現状や、成年後見関係事件の概況について、実例とともに解説させていただきました。
 認知症で何が困るか、どのような既存の制度があるか、今できる対策とは何かなどを紹介させていただきました。
 ご参加くださった皆様、本当にありがとうございました！

●第46回アプローチセミナーを開催しました！
 今回はグランフィット名古屋の代表 前田裕貴先生をお招きして、『じぶん再開発～健康で魅力的な自分づくりを実現する～』をテーマに講義していただきました。
 流行りのダイエット方法や健康器具に振り回されずに、自分の身体と生活習慣を整えることへの理解を深めることの重要性を、分かりやすく解説してくださいました！
 多くの方に参加していただき、とても充実した講義でした。
 前田先生、ありがとうございました！



<予告>

～家族信託や資産運用について学ぶ～ **愛知県保険医協会会員の方対象**

相続・贈与フォーラムのご案内

ご自身の資産の将来を見据え、相続対策の備えや生前贈与について押さえるべきポイントを各分野の専門講師が詳しくお話しいたします。

日時 8月21日(日) 10:00～16:30 (受付10:00開始)

場所 栄ガスビル 5Fガスホール 名古屋市中区栄3丁目15-33

参加費 無料
各セミナー定員 30組様

松坂屋となり！ 栄駅から徒歩5分

※応募多数の場合は先着順に受付させていただきます。
 ※申込受付完了後、事務局より参加受付バガキを御返致します。参加受付バガキが届かない場合は、事務局までお問い合わせをお願い致します。

セミナー① 生前贈与と相続対策
 ～二次相続に向けて備えるべきポイント～
 二次相続を控えるご家族に向け、来るべき贈与と相続に対して備えておくべき大切なポイント「生前贈与」と「相続対策」について詳しくお話し致します。

10:30～12:00 ●講師/ たかへまあゆみ税理士事務所 代表 高山 亜由美氏

休憩時間 12:00～13:00
 ご参加者全員に、名古屋の老舗料亭「つたも」のお弁当をご用意致します。
 ※お一人様1席限りとなります。見逃すはイメージ!

セミナー② 家族信託と任意後見制度のご案内
 最近よく耳にするようになった「家族信託」、何でもできて便利というけれど、実際何ができてどのような時に使用されているのか？後見制度との違いは？司法書士が実例を交えながら基本的なポイントをわかりやすくお話し致します。

13:00～14:00 ●講師/ 司法書士法人アプローチ 代表 司法書士 田中 真由美氏

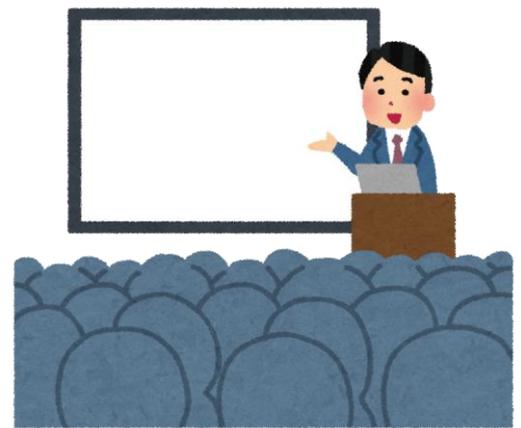
セミナー③ 今知る。今始める。相続に備えるべきポイント
 税制改正による相続税・贈与税の新ルールへの知見を踏まえ、今後の財産管理や相続に対して押さえておくべきポイントを詳しくお話し致します。

14:10～15:00 ●講師/ のぞみ税理士法人 代表社員 辰巳 安治氏 (愛知県名古屋府知事補佐)

参加お申込みは裏面をご覧ください。

【主催】相続・贈与フォーラム実行委員会
 (事務局) 田中真由美・アプラインテック
 (受付時間) 10:00～17:00(土・日・夜間) **お問い合わせ** TEL.052-212-8244

【共催】旭化成ホームズ株式会社
 セキスイハイム中部株式会社
 信和ハウジング株式会社
 一井ホーム株式会社



8月21日(日)10時から開催される相続・贈与フォーラムに、当事務所の司法書士 田中真由美が13時より登壇いたします。

「家族信託と任意後見制度のご案内」について実例を交えながら分かりやすくお話しします。

さらに税理士・司法書士、住宅会社への個別相談会も同時開催しております。(参加無料・申込先着順)

セミナー参加申込、個別相談会申込は下記QRコードからお申込み頂けます。



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。
休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。	
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。	
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供	
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。	
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。	
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off	
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF	
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF	
	9 顧問契約割引	当事務所との雇用契約料を10%OFF	
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF	

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方だけに配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ☒ soudan@approach.gr.jp

